平成２７年（フ）第５７６号
川崎市中原区木月４丁目20番11号　ハイツロワール　102
債務者　坂井　　豊
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８４号
川崎市川崎区浅田３丁目16番１号　アビタ爽風館　201
債務者　清水　豊子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
川崎市中原区井田２丁目21番18号　リバーサイドマンション　201、前住所川崎市中原区木月３丁目４番50号　愛雅荘　205
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６１８号
川崎市宮前区平５丁目３番31号　ウィズ宮前102
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
川崎市宮前区菅生３丁目42番11号　ハイツタツミ　Ａ―101
債務者　廣岡　　豊
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２３号
川崎市宮前区菅生３丁目42番11号　ハイツタツミ　Ａ―101
債務者　廣岡　安子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
愛知県豊川市美園３丁目11番地56　グリーンハイツＢ棟105号
債務者　浅井　義樹（旧姓津野・大谷）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３７号
愛知県豊橋市下五井町沖田65番地１（203）
債務者　小林　大記
1　決定年月日時　平成28年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５０５１号
大阪市東住吉区田辺４丁目14番７―206号
債務者　野村　順子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６８号
大阪府高槻市津之江町１丁目24番８号
債務者　百瀬　元治
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６９号
大阪市北区長柄西２丁目13番２―601号
債務者　小畑　博美
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９号
北海道紋別郡雄武町字沢木422番地の３、住民票上の住所北海道紋別郡興部町字興部490番地
債務者　荒関　英明
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２２４号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原553番地
破産者　野上　摩耶（旧姓梶原）
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０号
北海道北見市南仲町３丁目７番５号　ロジングさいわいＢ館、前住所北海道北見市南仲町１丁目５番24号
破産者　古川　　茂
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
北海道北見市大町114番地５　ロイヤルハイツ藤102号
破産者　菅原　英明
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１０５１号
神奈川県藤沢市葛原420番地の３
破産者　海老原　貴
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部